

2 県水供給のための施設整備について

施設統廃合に向けた施設整備スケジュールについて（素案）

➤ **市町村の実情・意向に沿った、最適かつ迅速な施設の最適化（統廃合）・施設整備・管路整備を進めていく。**

< 基本的な考え方 >

① 県・市町村の実情に応じた浄水場廃止に伴い、速やかに県水供給が必要となるため、**県浄水場の拡張を最優先**で実施。（県西・県中央）

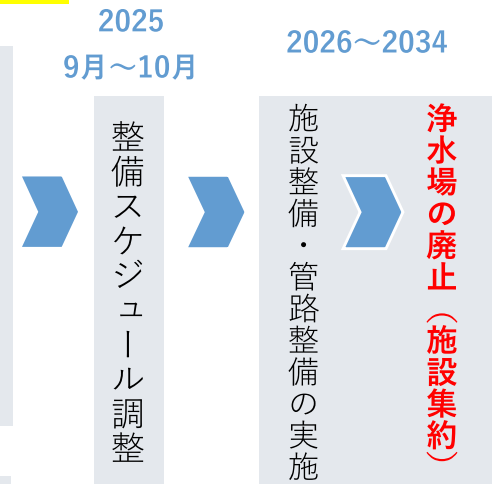
② 原則、市町村の浄水場毎の**廃止時期・実情に応じた最適かつ迅速な管路整備**を実施。

- i : 浄水場が老朽化し、速やかに県水転換が必要な個所については最優先して管路整備を実施し浄水場を廃止。（過剰投資の回避）※笠間市・城里町を想定
- ii : 井戸の老朽化による揚水障害（井戸枯れ）や、地下水水質に課題がある浄水場についても最優先して管路整備を実施し、浄水場を廃止。（企業局浄水場への集約）※石岡市を想定
- iii : 企業立地に伴う水需要増など、個別事情についても配慮。 ※今後、市町村ヒアリング

< 課題と対応 >

施設整備については国の交付金を活用して進めていくが、交付金期間が2034年までであることから、一部の将来廃止する浄水場については、施設整備が先行し、未使用期間が生じてしまう。

このため、実態に見合った管路整備が進められるよう、交付金期間の延長等について国に相談・要望



圏域ごとの整備方針（素案）

県中央圏域の例

< 県中央圏域の概要 > ※今後、経営統合に参加予定の市町村を含む

- ① 市町村や企業局の**21浄水場を廃止**し、企業局の浄水場に集約。
- ② 施設の集約に向けて、企業局の**水戸浄水場の拡張（+54千m³）**を2029年度までに実施。
- ③ 浄水場の老朽化など、課題がある**城里町や笠間市・石岡市の管路整備（約25km）**を**最優先に実施**し、早期の浄水場廃止。
- ④ 小美玉市や常陸大宮市などの管路整備については、浄水場の廃止時期を考慮しつつ、2034年度までに整備を実施。

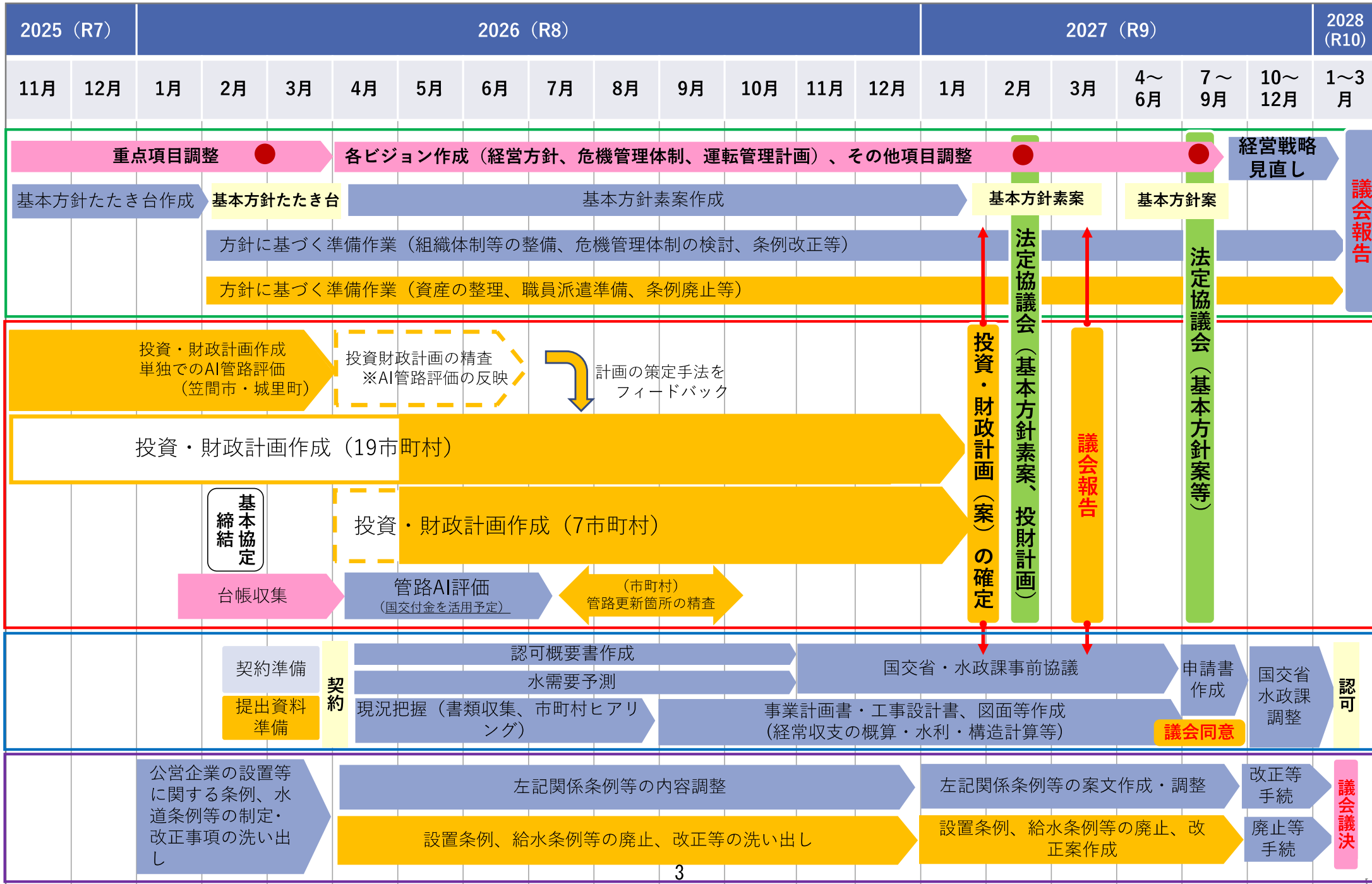
事業	投資額	主な整備内容	
県中央	約193億円	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸浄水場拡張（+54,000m³想定、54,000m³→108,000m³） ・送水管整備（φ150～400、約66km） ・中継ポンプ整備（2箇所） ・中央監視改造、流量計室整備 	<ul style="list-style-type: none"> 約20億 約117億 約7億 約49億

3 水道事業の広域化に係る経営一体化までのスケジュール

県

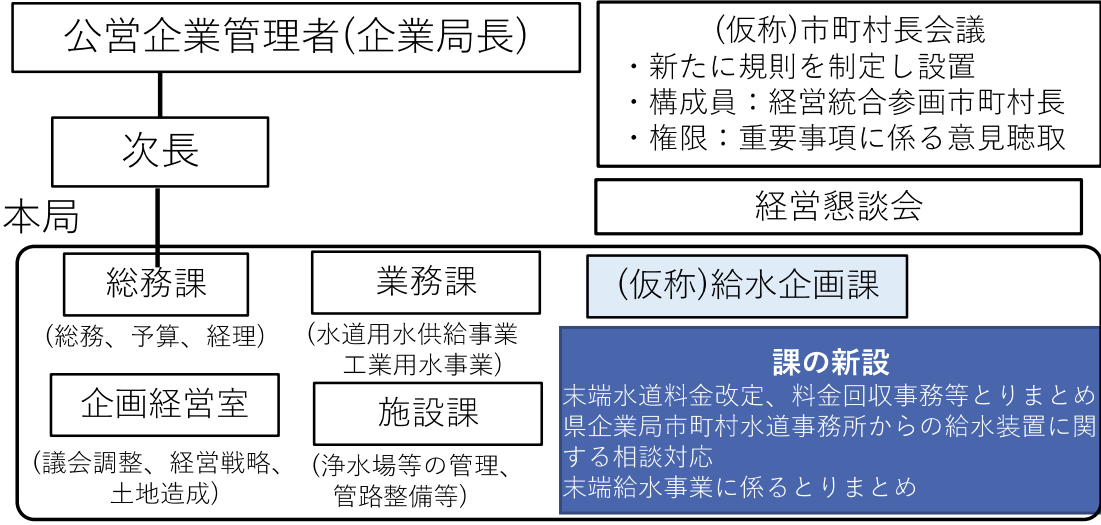
市町村

県・市町村



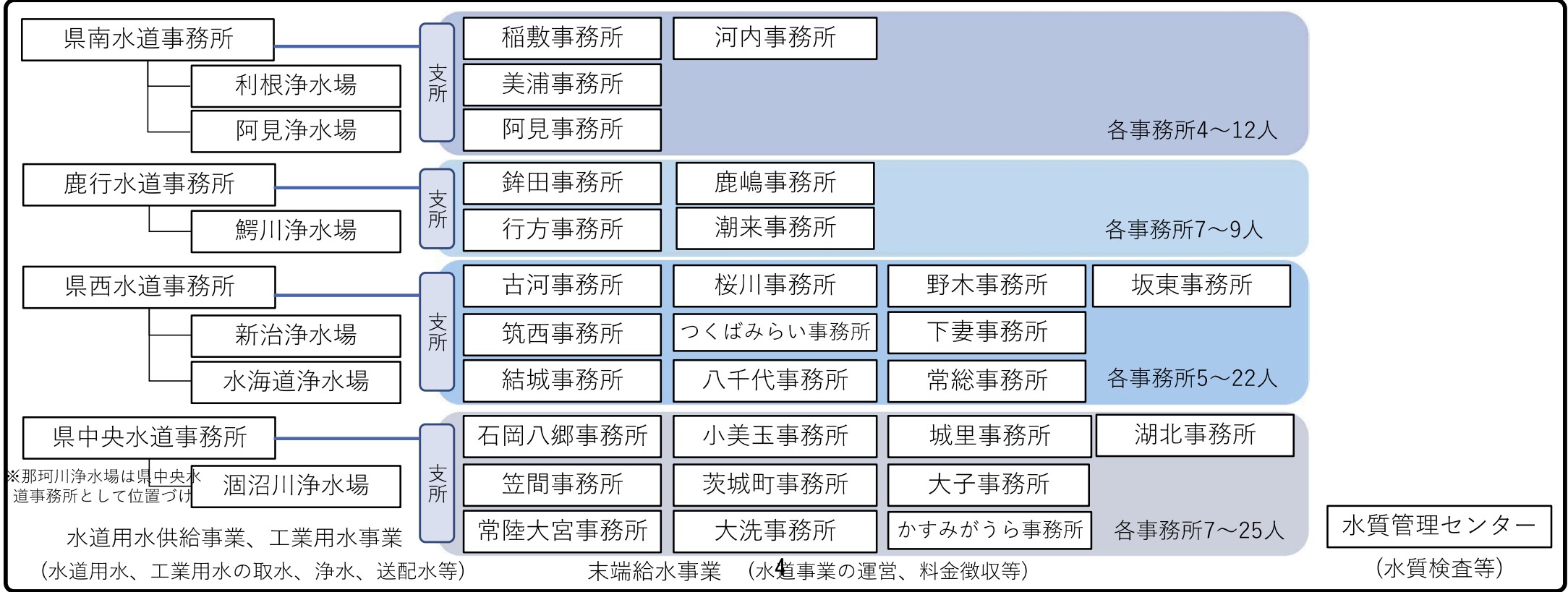
4 経営統合後の組織（素案）

ポイント



- 1 各市町村の水道担当課を●●(市町村名)事務所として既存の水道事務所の支所とする。
 - 2 各市町村の部局から分離するため、水道担当課を所管する部長職は設置しない。
 - 3 ●●(市町村名)事務所は、市町村の水道担当課長を事務所長に、担当補佐を課長とする方向で調整する。
 - 4 統合5年後を目途に組織の集約化を図る方向で検討
- ※統合前年度に県人事部門と調整の上、最終決定となるため、組織構成・名称は変更となり得る。

出先機関(経営統合時の組織構成案)



茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに湖北水道企業団並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、水道事業の経営の一体化（以下「経営統合」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（経営統合の目的）

第1条 将来にわたり安全で強靱な水道を持続させ、安定的かつ効率的に供給し続けていくために、本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化を図ることを経営統合の目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、水道事業とは、県企業局及び関係団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同法第3条第3項に規定する簡易水道事業を除く。）
- (2) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

（経営統合の時期）

第3条 経営統合の時期は、本協定の締結後、3年程度以内を目指す。

（経営統合の方法）

第4条 経営統合の方法は、県企業局及び関係団体の各水道事業で経理を区分し別料金とするものとする。

（経営の主体）

第5条 経営統合後の水道事業の事業経営及び事業執行は、県企業局が行う。

（運営体制）

第6条 経営統合時の運営体制は、県企業局における職員の採用又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による関係団体か

らの職員派遣により、これを維持する。

(資産等)

第7条 関係団体の水道事業の用に供されている資産、負債及び資本は、県企業局に無償で引き継がれるものとする。

2 県企業局及び関係団体の各水道事業の剰余金等の資金は、当該水道事業ごとに区分管理し、県企業局及び他の関係団体の水道事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。

3 県及び関係団体が水道事業に対して行う地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項の規定に基づく経費負担については、次条第1項の規定に基づき策定する投資・財政計画その他の関係規程等を踏まえ、経営統合後も継続して実施するものとする。

(投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務)

第8条 経営統合に当たっては、関係団体は、県企業局が策定する基本方針に基づき、管路や施設の老朽化状況及び経営状況に応じた経営統合後の最適な投資に関する計画及び経営水準の向上を図り、将来にわたる安全で安心な水を安定的かつ効率的に供給するための計画（以下「投資・財政計画」という。）を、本協定締結後、経営統合までの間に速やかに策定し、公表しなければならない。

2 関係団体は、投資・財政計画を策定しようとするときは、県及び県企業局の同意を得た上で、次条第1項に規定する協議会の承認を受けるとともに、関係する議会への説明を行わなければならない。

3 県企業局及び関係団体は、投資・財政計画に定める県企業局による料金改定措置及び関係団体による経費負担その他の内容について、互いに協力し、着実に実行しなければならない。

(広域的連携等推進協議会)

第9条 経営統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、水道法第5条の4第1項の規定に基づき、県、県企業局及び関係団体を構成員とする広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 関係団体は、経営統合への参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で、協議会を脱退することができる。

3 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する関係団体に係る費用の清算については、別途協議する。

4 協議会は、茨城県水道事業広域連携推進方針、本協定及び投資・財政計画に

基づき、県及び県企業局が策定する経営統合後の組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営その他の経営の基本的な方針について、協議するものとする。

(経営統合後の経営戦略)

第10条 県企業局は、前条第4項の協議の結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定するものとする。

2 県企業局は、前項の経営戦略について、進捗管理を毎年度行うとともに、経営状況等を考慮して必要と認める場合には、これを改定することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、県、県企業局及び関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保有する。